

I 沖縄県立浦添高等学校職員の服務

勤務時間の割り振りに関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則(昭和47年5月29日教育委員会規則第22号)第3条の規定及び完全学校週5日制の実施に伴う公立学校職員の勤務時間の取り扱い等について(平成14年3月27日教県第3764号)通知に基づき浦添高等学校に勤務する職員(警備員等を除く。以下同じ。)の勤務時間の割り振りに関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き次のとおりとする。
月曜日から金曜日までは午前8時30分から、午後5時までとする。

(休憩時間)

第3条 職員の休憩時間は、次のとおりとする。
月曜日から金曜日までは、午後1時から午後1時45分までとする。

(勤務を要しない日)

第4条 日曜日及び土曜日を週休日とする。ただし、体育祭、学園祭、その他年間行事計画に基づく行事の実施のためやむを得ない場合は週休日を勤務を要する日とし、週休日以外の日を勤務を要しない日として臨時に振り替えるものとする。

(警備員等の勤務時間の割り振り)

第5条 警備員等の勤務時間の割り振りについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、一部改正し平成21年4月1日から施行する。